

共通

《申込み》

Q 募集要項には申込者（広告代理店）の地域属性（市内に本社や営業拠点の有無等）の指定や制限が記載されていなかったが、市内外を問わず申し込むことができるか？

A 申込者（広告代理店）の地域属性の指定はありません。市内外を問わず申し込むことができます。

Q 広告主の地域属性（市内に本社や営業拠点の有無等）の指定や制限はあるか？

A 実際の広告を掲出する広告主についても地域属性は指定しません。

Q 申込者（広告代理店）自ら広告主として広告を掲出できるか？

A 広告代理店も広告主として広告を掲出できます。

Q 『申込者の事業内容がわかる書類』はどういうものが必要か、また、なぜ必要なのか？

A 会社案内パンフレットを想定しています。パンフレットがない場合はホームページを開設されていれば、事業内容、特に広告代理業務の実績がわかる部分を、ない場合は、広告代理業の実績（直近2箇年程度）の一覧を作成してください。

申込者が“現に広告代理業を営まれている”か、どのような事業をされているかを把握し、掲載基準に規定する広告掲出を規制する事業者・業種でないことを確認するために必要です。

Q 当社の場合、契約は県外の本社名義で行い、実務は県内の営業所で行うこととしているが、この場合、市税等の滞納のないことを証する書類はどこの市町村のものが必要か？

A 基本的には、契約名義の所在地の市町村が発行する滞納のない証明書を提出していただきますが、質問のように実務を行う営業所が所在する市町村の滞納のない証明書でも構いません。

Q 所在の自治体では「市税の滞納のない証明書」の発行を行っていない。この場合はどうすればよいか？

A 自治体によっては「滞納のない証明書」を発行しない例もあります。その際は、その自治体に納税義務のある全ての税目について直近1年度分の「納税証明書」を提出してください。

Q 壁面広告の掲出期間が『2年9月』（公用車広告は2年、3年）となっているが、それより短い期間の広告掲出は可能か？

A 短い期間の広告掲出は想定していません。募集要項に示す全期間の広告掲出を前提としますので、それを踏まえて入札してください。短い期間の広告掲出を希望される場合も全期間分の広告料を徴収させていただくことになります。

《入札》

Q 入札件数に制限があるのか？

A 入札する件数の制限はありません。

Q 落札した区画の全てを満たす広告が得られない場合は広告料を減額してもらえるか？

A 区画単位で入札した結果ですので、減額できません。

Q 入札において、2者以上の入札額が同額の場合はどうなるのか？

A くじ引き抽選で落札者を決定します。

《落札のキャンセル》

Q 複数の区画を落札したが、予定以上であった。一部の区画をキャンセルしたいが可能か？

A 一部のキャンセルはできません。事情に関わらず落札した一部をキャンセルする場合は、落札されたすべてを“落札無効”として取扱いますので、真に必要な区画のみの入札に参加してください。

《落札後の提出書類》

Q 申込書と同時に広告（案）を提出する必要はないか？

A 申込は“入札参加”の申込みです。落札結果に基づいて契約したのちに広告（案）を提出していただきます。つまり、申込時点では、広告主が確定している必要はありません。

Q 落札後に『広告を掲載する広告主の事業内容を示す書類』を提出するようになっているが、どういう理由で必要なのか？

A 広告掲載基準に広告掲載を制限する業種を規定しており、確認するために必要です。書類は、会社案内、ホームページ、広告チラシなどを想定しています。履歴全部証明書や所得税法に定める個人事業の開業・廃業等届の写しなど業務内容がわかる書類でも可能です。

《広告（案）の提出・審査》

Q 色やデザインの制限はあるのか？

A 特許法、著作権法、商標法、意匠法その他の関係法令に抵触しない限り、特に制限はありません。

Q 広告（案）の提出は電子メールでもよいのか？

A 電子メールでも受け付けます。ただし、A4サイズのPDFデータに限ります。出力の際に特殊な印刷設定なしにA4で出力できるように調整したものとしてください。

Q 広告事業審査会ではどういう基準で審査するのか？

A 基本要綱、掲載基準、要領とこの要項に照らしての審査となります。審査は大きく2点です。

①広告主が掲載可能な業種・事業者であるか、②広告（案）が掲載基準に抵触しないかを審査します。

Q 壁面広告と公用車広告の審査の基準は同じか？

A 同じ基準で審査します。

《広告（案）の差替え》

Q 審査結果での差替えを求められることがあるか？

A 掲載基準に基づいて審査することになりますが、その具体的例示には『…のおそれがあるもの』、『不快感を与える』、『誤認させる』といったように、個人の受ける印象で異なると思われるものもあります。審査会委員の一部に“掲載基準に照らして誤認される可能性がある”といった意見があれば、審査会意見としてその旨を契約の相手方（広告代理店様）に伝え、差替えを求めることとなります。

差替えられた広告（案）を再度審査する流れとなります。

《掲出期間中の広告物の管理》

Q 広告物の劣化や色褪せなど期間中の管理はどうなるのか？

A 市が日常的に広告物を管理しますので、劣化や色褪せなどが生じたときは、広告代理店に連絡します。代替の広告物を掲出していただくこととなります。

《掲出期間中の広告の変更》

Q 掲出期間中に広告主の変更ができるのか？

A 広告内容、広告主の変更は可能です。変更を予定する3週間前までに広告(案)とともに申し出てください。なお、変更に際し、新たな広告主の場合は、『市税等の滞納のないことを証する書類』など必要な書類の提出を求めます。

《消費税改定があった場合の広告料等の取扱い》

Q 広告掲出期間中に消費税率の改定があったときは契約した広告料はどうなるのか？

A 消費税を含む広告料としていますので、消費税率が改定された場合は、改定分を加味して広告料で変更契約を締結することとなります。基本的に年度当初に年間分全額の広告料を納入していただきますので、納入後の年度途中で税率改定された場合は、当該年度中に追加徴収・返還を調整します。

《掲出期間満了後》

Q 募集要項の広告掲出期間が指定されているが、期間終了後はどうなるのか？

A 改めて入札を予定しています。

《その他》

Q 広告主として広告を出したいが、広告主は入札に参加できないのか？

A 今回の入札は、参加資格（対象）を広告代理店に限定していますので、広告主としては参加できません。

Q 広告代理店ではないが、広告を出したい。どうすればいいのか？

A 今回の入札は広告代理店を対象としていますので、単に広告を出したいと希望される場合は、

落札された広告代理店に相談する必要があります。

入札後の契約状況を市ホームページに掲載しますので、直接ご相談ください。

Q 今回の広告募集を手始めに、第2弾、第3弾の募集があるのか？

A 今回の申込み状況を勘案して検討します。

Q 今回の入札区画以外の場所や印刷物にも広告を出したいと考えている。そういった要望はどうすればいいか？

A 具体的に、どこ（どの媒体）に、どういった広告を出したいということがあれば、直接、財産マネジメント課にご相談ください。庁内で検討して広告掲載が可能であれば募集する方向で検討します。

壁面広告

《広告掲出》

Q 『B1・タテ』のサイズの指定枠に『B2・ヨコの広告を2枚(縦並び)』掲出できるか？

A 可能です。指定の枠内であれば問題はありませんが、申込書に添付する広告(案)は、『B2・ヨコ2枚』を1件(枠)の広告として『A4・タテ1枚』に縮小して提出してください。

Q 『B1・タテ』のサイズの指定枠に『B2・タテ』もしくは『A1・タテ』の広告を掲出することは問題ないか？

A 指定の枠内であれば問題はありません。

Q 『市がポスターパネルを用意する』とあるが、広告を貼りつけた自社仕様の広告ボードを掲出することはできるか？

A 広告スペースやデザインの関係上、市が用意したポスターパネルに専用ボードは掲出できません。掲出する広告は、紙、フィルムは問いませんが、厚さは『連量(斤量)180kg程度(官製はがき程度の厚さ)まで』を目安としてください。

なお、本庁舎壁面広告の区画Bの『B-1～B-4』、区画Cの『C-2』、『C-4』については、ラミネートもしくはシールタイプに限ります。

Q 広告の掲出作業は広告代理店(広告主)が行うとあるが、どのような段取りか。

A 掲出開始日(7月1日)を前提に、職員の立会いのもとで掲出作業をお願いします。詳しい時間設定等は、落札後に協議させていただきます。

《行政財産使用許可・道路占用許可・公園使用許可》

Q 『行政財産使用許可』、『道路占用許可』、『公園使用許可』の違いは何か？

A 本庁舎は“行政財産”、川内駅東西自由通路(市道川内駅東西通り線)は“道路”、総合体育館は“都市公園”と、財産の区分や適用条例など事務手続きが異なります。

Q 本庁舎は“行政財産使用料”、川内駅東西自由通路は“道路占用料”、総合運動公園は“公園使用料”の納入が広告料以外にも必要とあるが、使用料、占用料の算出方法は？

A 行政財産の場合は『行政財産の目的外使用による使用料徴収条例』、市道の場合は『道路占用料等徴収条例』、都市公園の場合は『都市公園条例』に基づいて納入していただく必要があります。

徴収に関する根拠は異なりますが、算定はほぼ同じです。『表示面積1㎡あたり年額900円。1㎡未満は1㎡とし、1㎡を超過する場合は1㎡ごとに加算することになります。』

今回の物件については、区画内のすべての枠の面積を合算して算定しますので、例えば、B1サイズ4枠の面積算定は、「 $0.75 \div 1 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 枠} = 4 \text{ m}^2$ 」ではなく、「 $0.75 \text{ m}^2 \times 4 = 3 \text{ m}^2$ 」とします。

Q 複数の区画を落札した場合、行政財産使用料、道路占用料及び公園使用料はどのように算出するのか？

A 複数の落札の場合は、区画ごとの使用料、占用料の合計額を納入していただきます。

公用車広告

《申込み》

Q 募集区画によって車種（軽貨物・軽乗用）が異なるが、車種の入替えはできないのか？

A 車種の入替えはできません。その車種の組み合わせを理解したうえでご検討ください。

《広告掲出期間》

Q 公用車広告の期間が『2年』と『3年』と異なるが、何か理由があるのか？

A 広告を募集する車両はすべてリース物件であり、リース期間の満了を踏まえて『2年』、『3年』を設定しています。

《広告の掲出》

Q 他市の公用車広告ではマグネットシール可もある。マグネットシートが不可の理由は？

A 走行中の脱落防止のため、マグネットシートは不可とします。

Q 『広告』の文字は、広告部分(30 cm×50 cm)の枠外でもいいか？

A 枠内に限ります。位置は右上、もしくは左上の隅に掲示してください。

Q 広告の特殊シールが劣化や汚損・破損したらどうなるのか？

A 公用車の通常使用（日焼けや洗車等を含む）に伴う劣化や損傷は広告代理店の費用と作業負担で貼り替えてください。

市職員や市職員以外の第三者の過失による事故等で損傷した場合は、市もしくは第三者の負担で復旧します。広告代理店様の負担とはしません。

Q 特殊フィルムを貼るために業者の工場に持ち込みたいが可能か？

A 日々、公用車として使用しなければなりませんので、原則として市役所の敷地内での貼付け作業をお願いします。工場に持ち込むことについては、その必要性を総合的に判断します。工場に持ち込みを許可した場合においても、作業時間の指定等の条件を厳守していただくこととなります。

Q 貼付け作業時間の指定があるのか？

A 掲出開始日の8時30分から12時までを作業時間として確保します。この時間に作業できない場合は、広告代理店様と協議して別の時間を確保します。

撤去作業については、掲出終了日の15時から17時までとします。この時間帯に作業できない場合は、広告代理店様と協議して、この時間帯の前の時間帯を確保します。

《広告料の返還》

Q 『使用態様において走行しない場合…は、広告料返還の対象としません』とあるが、どういう意味か？

A 公用車の使用に際しては、行先と使用時間を勘案して効率的に配車しており、必ず毎日走行するものではありません。また、走行する場合も短時間や短距離のときもあります。そういう意味で使用の態様が様々であるということです。そのため、走行しない日があっても、また、車検や法定点検、消耗品交換修繕と同様の通常使用の範囲と捉え、広告料返還の対象としないという意味です。

なお、交通事故による修理入庫等通常使用の範囲外の要因により、一定期間以上にわたって使用しない期間が生じた場合は、広告料返還の対象となります。